

J R 東海労働関西地「申」第1号
2015年7月14日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

基本的な労使関係等に関する申し入れ

7月12日、新幹線関西地方本部は第21回定期大会を開催した。

今大会においても会社の姿勢等に対する多くの不満・疑問の声が出された。

労働組合としてこの間、問題解決に向け真摯に会社と協議してきたが、未だに解決しなければならない問題が山積している。

しかし、貴関西支社の姿勢は全く不十分であり、現在においても信頼関係を構築できていないという誠に残念な事態である。

これまでの会社姿勢を改め、対等で健全な労使関係を構築し、職場に山積している問題の解決に向け労働組合の指摘や申し入れを真摯に受け止め改善することを強く求める。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 業務委員会については「申し入れ」後速やかに開催すること。
2. 「申し入れ」に対して、業務委員会の開催前に組合側並びに会社側幹事により行ってきた所要事項の決定(基本協約第236条の4の2)は、「事前審理」(基本協約第284条)ではないため「却下」(基本協約第286条)に準ずるような業務委員会の開催拒否を行わず、申し入れた全ての項目について業務委員会を開催すること。
3. 前項「2」における「所要事項の決定(基本協約第236条の4の2)」の「所要事項」に対する会社の考えを明らかにすること。
4. 全ての理由を「減額」された本人に明らかにできない「定期昇給の減額」及び「期末手当の減額」等を直ちにやめること。
5. 「定期昇給の減額」等を行う場合は発令時に全ての減額理由・根拠等を本人に伝えること。
6. 「期末手当の減額」等がある場合は明細書等を渡すときに全ての減額理由・根拠等を本人に伝えること。

7. 「減額」等が適用された社員より苦情処理申請が行われた場合、苦情処理会議の場で全ての減額理由等を明らかにすること。
8. 苦情処理会議並びに業務委員会の委員については、基本協約に則り原則通りに指定すること。
9. 地方・中央労働委員会、各裁判所が会社の「不当労働行為」を認定する救済命令等が数多く出されている。この第三者機関による命令等に対する貴関西支社の見解を明らかにすること。
10. 第三者機関における「命令」等を真摯に受け止め、今後一切の不当労働行為をやめJR東海労働者の会社姿勢・労務政策を改めること。
11. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概要や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。
12. 会社による添乗時における些細な事柄に対する「注意」「指導」は常軌を逸脱しており安全上問題である。直ちにやめること。
13. 厚生労働省がまとめた「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告について」等に対する会社の考えを明らかにすること。
14. 「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告について」に基づき、職場で横行している人権を無視した管理者による「パワーハラスメント」等の行為を直ちにやめること。
15. 「時系列等報告書」の執拗な提出強要を直ちにやめること。
16. 「主任レポート」の執拗な提出強要を直ちにやめること。
17. 事故や些細なミスに対する見せしめ的な「日勤」「長期乗務停止」をやめること。
18. 懲罰的な「日勤」「フォロー試験」を中止すること。
19. 「休日出勤」を早急に解消すること。
20. 本人の承諾のない一方的な「休日出勤」指定をやめること。

- 2 1. 全ての職種における「休日予定」の発表は前月の「10日」に行うこと。
- 2 2. 「21」項ができないのであれば、「休日予定」の発表を年ないし年度単位で行うこと。
- 2 3. 大阪交番検査車両所における6日連続勤務は体調管理等を行いにくく、熱中症などの労働災害発生の危険性が大変高まるため行わないこと。
- 2 4. 乗務員・駅員等の夏期制服を清涼感ある「半袖」「開襟・ノーネクタイ」とすること。
- 2 5. 猛暑対策は会社施策の一律・一方的な押しつけではなく、現業社員の声を反映させた対策とすること。
- 2 6. 65歳定年制とすること。
- 2 7. 「専任V」を撤回すること。
- 2 8. 責任と賃金が見合わない車両所における下位職からの上位職充当は直ちにやめること。
- 2 9. 各職場における年給抑制を解消するため要員を増やすこと。
- 3 0. 全ての職種において「暦日」及び「半日」単位の年休取得を認めること。

以上